

議案第 1 1 7 号

所沢市市長及び副市長の給料の特例に関する条例制定について

所沢市市長及び副市長の給料の特例に関する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 7 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

職員による不適正な事務の執行を重く受け止め、管理監督責任がある市長及び副市長の給料の月額について減額措置を行うため、本案を提案するものである。

所沢市市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(市長の給料の特例)

第1条 市長に支給する給料の月額、所沢市市長の給料の特例に関する条例（令和5年条例第30号）本則の規定にかかわらず、令和7年10月1日から同月31日までの間においては、同条例本則に定める給料の月額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

(副市長の給料の特例)

第2条 副市長に支給する給料の月額は、所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和43年条例第16号）第2条第2号の規定にかかわらず、令和7年10月1日から同月31日までの間においては、同号に定める給料の月額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年10月31日限り、その効力を失う。